

Title	沿岸域管理における法理と制度に関する比較研究 : 日、米および韓国を中心に
Author(s)	李, 淳泰
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/43344">https://hdl.handle.net/11094/43344</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	李 淳 泰
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 16721 号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	沿岸域管理における法理と制度に関する比較研究 —日、米および韓国を中心に—
論文審査委員	(主査) 教授 村上 武則  (副査) 教授 知原 信良 助教授 高橋 明男

#### 論文内容の要旨

海の利用調整の問題を論議の出発点とし、海域利用の調整の問題を考察する。また、海域には伝統的行政法学で観念している公物管理法が、港湾には港湾法、漁港には漁港法など、一部存在しているが、それを除いた海及び沿岸に対する管理法が存在していない。法律による行政の原則あるいは実質的法治主義原則に今の管理法のない状態での実質的な公物管理権行使が妥当なものなのか。また、環境問題に対する国民及び人類の意識の高まりや国際的な海洋利用の秩序の確立などから沿岸域の管理に高い関心が寄せられている。

行政法学の公物法一般理論は、海を自然公物として理解されてきたにもかかわらず、その環境をも視野に入れて捉えていなかった。公のサービスの範囲が広がるにつれ、どこまでを公物法の問題としてとらえていくかの問題が生じ、利用形態の変化とともに管理のあり方の関心の所在も変化する現象が生じる。この点を鑑みれば、海域或は沿岸域という公物及び空間管理については公物法理論の外在的限界がある。勿論、それは公物法一般理論の限界でもあるが、海域および沿岸域のもつ多様な可能性の発現には、また、公物法の一般理論の法理論的原型がこれからの海域の管理にも使えると思う。個別管理法の制定されていない領域を前提として構成されてきた公物法一般理論が学説上、判例にも取り入れられていることに注意しなければならない。また物自体よりはその稼働の要素を含んだより広い視点から公共施設法論とか環境政策および環境法的発想も登場しているが、海という物の管理のあり方を考えるに当たっては、沿岸域という「中間概念」を用いた「沿岸域行政法」ともいうべき「中間行政法」のカテゴリーを設けるのも有益であると思う。この点から自然公物の資源管理及び環境管理のあり方を模索する過程で、「沿岸域」という概念を用いて、公物法理論と環境管理論、資源管理論及び空間管理論の間を埋めていく試みが必要である。「沿岸域」という中間概念、海の管理行政法、「中間行政法」は伝統的公物法理論および行政法総論の架け橋的なものである。

#### 論文審査の結果の要旨

当該論文は、日本において明確な公物管理法が一般海域には存在しないこと、そしてそのことは法律による行政の原則あるいは実質的法治主義原則からみて妥当ではないこと、また、一般海域を含めた沿岸域の管理のための解釈論および立法論を、日、米および韓国の詳細な比較研究を通じて主張したものであり、かつ近時の海岸法の改正による

環境配慮、地方分権改革による地方分権の視点を沿岸域管理に取り入れたものである。しかも地方自治体の沿岸域の機能管理及びその環境配慮を論究したきわめて独創性に富む内容となっている。

日本の従来の行政法学の公物法一般理論は、海を自然公物として理解してきたにもかかわらず、自然公物のもつその環境的な特徴をも視野に入れて捉えていなかった。研究の対象である沿岸域は公物法理論だけではなく環境法理論あるいは環境配慮論からの対象であり、公物法と環境法の接点をもつ分野である。この点で、海域あるいは沿岸域という公物及び空間の管理については公物法理論の外在的限界があるものの、不特定多数の利用を確保しようとする公物法一般理論の公物管理は特定の人による排他的利用を排除するという意味で輻輳性をもつ海域利用を保障できることから公物法一般理論の法理論的原型が海域の管理にも使えることを強調している。

また、アメリカの沿岸管理の法理論と制度、及び海域の接している韓国の沿岸管理法の制定過程及びその内容の比較研究は、最初の研究であり、わが国の沿岸域管理に関する制度・理論構築に非常に役立つ研究である。また本論文は、新しい海の利用・管理をめぐる事例のみならず、多くの関連資料、学説および判例も丹念に収集分析しており学問的価値の非常に高いものである。

以上のことから、本論文は大阪大学の博士学位の授与にふさわしい研究と認定した。